



男と女が共に歩むための情報誌

Hi, あきしま

vol.25
2008.3



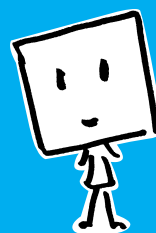
特集

時がながれて 変わったこと
変わらなかったこと

— 渥美雅子さん講演会より —

● Book

『物は言いよう』 ほか





時がながれて 変わったこと 変わらなかったこと

特集 男女共同参画講演会より
弁護士 渥美 雅子さん

1966年（昭和41年）に、当時全国で1%しかいなかった女性弁護士の先駆者として仕事を始める。現在は『女性と仕事の未来館』の館長も勤め、女性がよりよく生きていくための活動を続けている。講談が趣味。

時代とともに生活が変わり、それに合わせて社会が変わる。驚くほど早いスピードの中で、変わってはいけないものもあります。人をいたわる心があれば、世の中のトラブルはずいぶんと減少するもの。時代の移り変わりとともに変わっていく法律と私たちの生活の接点をお話いただきました。

判決も時代を象徴する

昭和15年生まれで67歳です。普通ですと、同級生はだいたいリタイアしています。弁護士という自由業はありがたいもので、体さえ丈夫ならば死ぬまで働けるので、まだ現役で仕事をしております。弁護士生活42年になりました。私が弁護士になった年1966年、昭和41年ですが、全国に女性弁護士は、わずか1%しかいませんでした。しかも、東京・大阪・横浜・福岡・札幌と大都市には何人かいましたけれども、地方都市などにいけば、誰もいないというのがあたりまえでした。そんな中で仕事を始めましたが、最初の事務所は3カ月で辞めました。辞めた理由はセクハラです。42年経った今、セクシユアルハラスメントという言葉は堂々と均等法の中に規定されるようになりました。そして、たくさんセクハラに関する判決もできました。その判決を読んでもみるとやっぱり時代の流れが如実にわかります。均等法の中にセクハラが盛り込まれたのは1999年でした。それから、10年近く経って、さまざまなセクハラ判決が出ました。セクハラという言葉も、誰でも知っている言葉になってきました。セクハラ・パワハラ・アカハラなんていうのもあるんです。アカハラとはアカデミックハラスメ

ハラスメント (harassment) とは、相手の意志に反して不安を与え、不快にさせる性的な言葉や行為をすること。優越的な地位を濫用して「イヤ」と言えない立場に相手を追いやること。	
セクシュアルハラスメント	人権侵害となる性的嫌がらせ
パワーハラスメント	権力や地位を利用した嫌がらせ
アルコールハラスメント	アルコール飲料に絡む嫌がらせ全般 社会的迷惑行為を含む
アカデミックハラスメント	大学などの研究、教育機関において、 教授などがその権力を濫用して、 学生や職員に対して行う嫌がらせ。

(Imidas2007・Wikipediaより引用)

ントの略です。
平成16年8月30日に画期的なセクハラ判決が下りました。ある大学の男性が、優位的な立場を利用して女子学生に性的な行為を迫ったという事件が起こりました。講師は「お互い合意の上」と強く反論しましたが、「言葉に出してNOと言っていないが、これはセクシュアルハラスメントである」と東京高等裁判所が判断しました。

暮らしに密着した法律

最近改正された法律でDV防止法というのがあります。私はDV被害者の支援もしていますが、この人が？と思うような人が暴力を振ります。これってなんだろう？と思います。

例えば人間は教育を受けていろいろなことを学びます。すると、当然暴力なんて振るっちゃいけないというところは頭で理解しているはずですね。だけど、夫婦喧嘩でいざその場になると、それが働かないのです。「お前なんかより俺のほうが絶対偉い」と思い込んでいる男性は多いですから、その人が精神的にピンチになると結構手が出るんです。それは、教養があるからセーブできるとか、社会的地位にあるからこらえられるというものではないらしいのです。それからもう一つ。こういったことは年齢には全く関係ありません。よく「年をとると人間が出来てくる」とか言うでしょう？年をとると人間が丸くなって忍耐強くなると我慢強くなると、めったに切れたりしない、とか思っていたらとんでもないです。殴る人は年をとっても殴ります。

均等法もでき、それから育児介護休業法というような法律もできました。家庭を持ち、子育てをしながら



働ける体制も整ってきています。

私は、男の子を二人育てました。その子たちも、もう30代後半になっています。この子たちを育てるときは近くに保育所ありませんし、育児介護休業法なんて法律もありませんし、制度もありません。とにかく育てなきゃならないということで、ベビーシッターさんをお願いしたり、私の母親・夫の母親にも手伝ってもらい、もちろん夫にも子どもの世話をやってもらってなんとか育ててきました。そのときは身近にあるものはなんでも使おう。使わないと子育てなんかできない状態だったですから、なんでも使いました。「立ってやるものは親でも使え」と言いますが「お願い、助けて！」って感じです。子育てをしていて非常に世話になったなと思うのはご近所さんです。今でもご近所と仲良くしています。私は、講談をやっているのですから、講談寄席というのを年3回ご近所のちよっと広めのお宅を借りて、ご恩返しのもりでみなさんに楽しんで

んでいたいています。

二人の母親と一緒に暮らしていた時代が10年ぐらいありました。これはなかなか大変でした。「老婆は一日にしてならず」って言いますけれども、そうですよ。60年も70年も80年も生きてきた人にはそれなりに自己史があるわけです。自分のやってきたことは正しかったと思いたい。自分が常識で、他人が非常識とみんな思っています。ですから、よく二人が喧嘩をいたしました、私たちは真ん中に入ってはらはらしどうしました。私の母が5年前に亡くなりました、夫の母が3年前に亡くなりました。二人とも93歳でした。亡くなったときに「どっちも93歳でいったね」って話してしまして、「そこまで張り合っていたのか」張り合っていたのでしょうか。

我が家は共働きですから、二人の子どもたちにも家事はそれなりに負担させてきました。彼らが担当したことは主として食器洗いでしょうかね。食べるころまでは私がやる。食べた後は「あなたたちで洗いなさい」ということで洗わせていました。私たちはこれを「児童食器洗い機」と呼んでいました。二人とも大きくなって家から出て行っちゃいましたから、今度は電気動く本物の「自動食器洗い機」を買いましたけど。

仕事と市民活動

私は仕事で『女性と仕事の未来館』の館長を勤めています。未来館ではさまざまな事業を行っています。例えば、働く女性・働きたい女性を支援するために、再就職の支援や、自分で仕事を起こしたい女性には起業支援をしています。

また、ファミリーサポートセンターなどでは、緊急事態の場合、人を派遣する事業などもやっています。仕事以外にもいろいろな活動をしています。『高齢社会をよくする会』の代表は樋口恵子さんですけれど、私は20数年間この活動をやっています。2007年の9月に静岡市で全国大会がありまして、私は実行委員長をやらせていただきました。そのときに委員長としてアピール文を出しました。どういう内容かといいますと、高齢社会となり、介護労働者が今後もつと必要なのですが、賃金が安いんですよ。大変な労働ですけれど1ヶ月働いて十数万円です。そこで、「介護労働に従事する人の月給を一律3万円アップしてください！」と非常に大雑把な文章ですけれどもアピールをしまして、会の代表の樋口さんが、榊添厚生労働大臣のところへ直訴に行ったりもしました。

男女共同参画社会

渥美雅子のポイント解説



男女共同参画社会の実現が求められるなか、平成11年6月23日に『男女共同参画社会基本法』という法律が作られました。この法律には、男女共同参画を進めていくためのいろいろな施策を作るのに基本となる**5つの柱**があります。

1 男女の人権の尊重

男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

例えば「配偶者からの暴力防止及び保護に関する法律（DV防止法）」ができました。暴力を振るわれるということは、何よりも人権の侵害になります。配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は、年々増加していることが報告されています。（図1）

配偶者の間だけではなく『児童虐待』『高齢者虐待』そして、いじめも暴力という点で同じ問題です。これには、社会教育、学校教育がもちろん必要ですが、一番大事なのは家庭教育なのです。家庭は、子どもにとって常に視界に入ってくる場所ですから、家庭において絶対に物事を暴力で解決しないことが重要です。

2 社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

日本では、これまで男性が中心、または男性をイメージして制度が作られてきました。例えば「年金制度」、「税制度」、「世帯主」という考え方などです。

その中でも「年金制度」については、見直しが進み「年金分割」という制度ができました。これは「離婚するときには年金を半分まで分割しましょう」という制度です。

また「戸籍の300日問題」も同様です。民法には「婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻懐胎（妊娠）したものと推定する」という法律があるので、離婚手続きが長引いた場合などに、不利益を被ることがありました。

そこで、平成19年5月に、法務省は「婚姻解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子であっても、離婚後に妊娠したことを医師による証明書で確認できれば、実際の父の子としての出生届けが認められる」という通達を出しました。

特集 時がながれて変わったこと変わらなかったこと

さらには、DV被害者の支援のための基金としてNPO法人を立ち上げ、理事長もしています。

DV基金の活動として「DVとはこういうことです。こういうことをやったら犯罪ですよ。あなたは刑務所へ行かなくちゃいけないですよ。」なんて言いながら、啓発事業をやっています。DVだということは、家の恥を外にさらすことだというよな思いがあつて、なかなか言わない。でも見つけた人がいたらどうぞ通報してください。ということを経験の中に定めています。

最近できている法律は結構市民の通報義務を定めています。例えば『児童虐待防止法』もそうです。子どもがいじめられているっていうことがわかったら、是非通報してください。それから『高齢者虐待防止法』もそうです。これも是非見つけたら通報してください。となつています。21世紀になってできた法律は、だいたい通報義務が市民の義務として定められています。

でも、一人ではやりにくいものです。それ、もし見つけたら誰かに言う。決して密告者ではなくて、人権侵害にあつている人を守るという事は、一番身近にいる人たちが、まずその人たちが市民意識に目覚めて行動を起こすことが大事です。

女だから男だからという理由で制限されることなくチャレンジしていける社会

①

政治制度におけるクォータ制

国民構成を反映した政治が行われるよう、国会・地方議会議員など政治家や、国・地方自治体の審議会、公的機関の議員・委員の人数を制度として割り当てることです。また、社会に残る男女の性差別による弊害を解消していくために、積極的に格差を是正して、政策の場の男女の比率に偏りがないようにする仕組みのこともあります。

「クォータ制」のクォータは『quota』と綴り、「割り当て、分け前、分配」の意味で、1/4を表す「クォーター」(quarter)と間違いやすい。

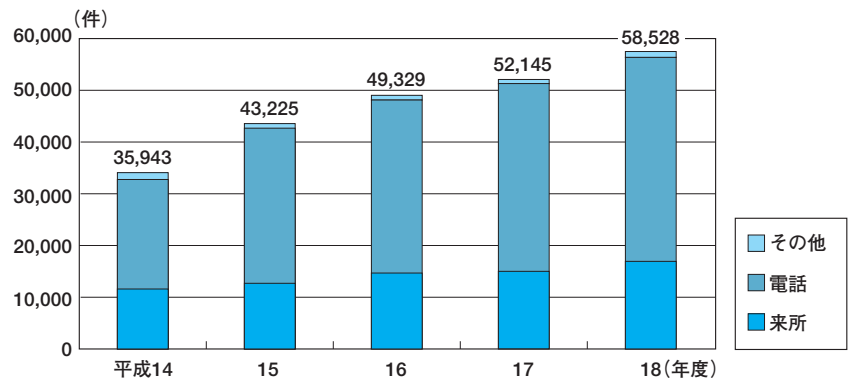
出典：Wikipedia

1988年にクォータ制度を導入したノルウェーでは、列国議会同盟が発表している各国の女性議員の比率ランキングで、第3位に入っています。クォータ制は、欧州諸国の他、南アフリカ共和国、インドなどでも採用され、2002年度には韓国でも採用されました。現在では、政治制度において何らかのクォータ制を導入している国は、約100カ国となっています。(IDEA 2005年11月現在)

日本では、まだクォータ制は実施されていません。

②

図1 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数



※備考：内閣府調査より作成

出典：内閣府『男女共同参画社会の実現を目指して』

日本においては、例えば、国会議員や、市町村議会議員の女性の数は、まだ少ないのです。そこで「女性を政策の決定の場に送り込みましょう」ということで、さまざまな試みがされています。しかし、女性で管理職や専門職として働いている人数の割合は、ようやく1割に達したぐらいです。

3

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参加できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようになる必要があります。

女性が働きやすいように、それから、家庭があっても家事・育児をやりながら働けるように、育児休業・介護休業が取りやすくなることで、何回も改正を重ねて現在の『育児介護休業法』ができました。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

世界の中で途上国の女性たちの中には、教育どころじゃないというような国もあります。

日本からも途上国へ教育支援に行くなど、いろいろな形で国際的に互いに協力しあいながら活動をしています。

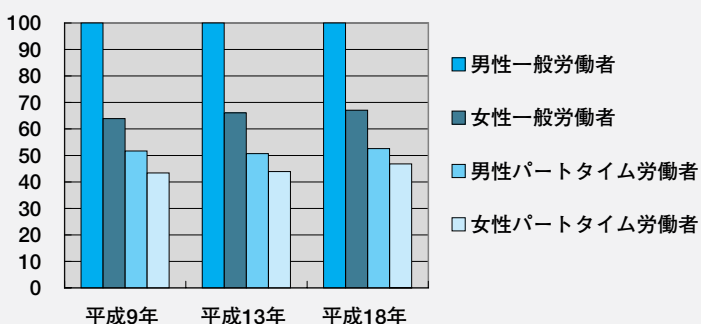
私たちの意識

女性と労働

男女共同参画社会に関しては、社会で注目されるようになり、以前よりは改善してきています。しかし、内閣府が行った世論調査の結果から、男女の地位については、約74%の人が「男性の方が優遇されている」と感じていることがわかりました。

実際に賃金を比べてみても、男女では、大きく差がでます。(図2)

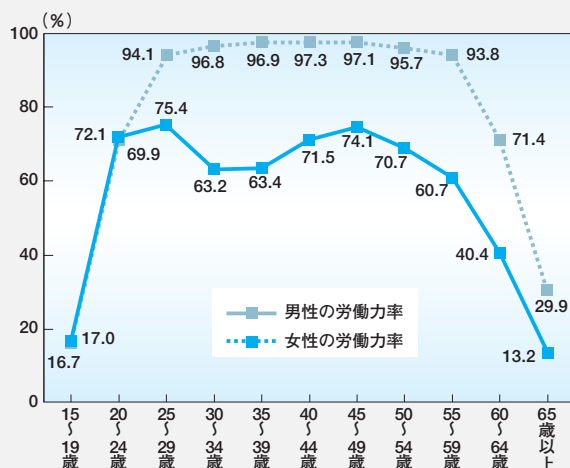
図2 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移 (男性一般労働者=100)



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したもの。

図3 女性の年齢階級別労働力率



女性の労働力率は、年齢階級別にみると30歳代を底とするM字カーブを描き、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。

出典：内閣府『男女共同参画の実現をめざして』

※総務省「労働調査（詳細結果）」（平成18年平均）より作成

日本の女性は、10代後半から働き始めて、30歳ぐらいで結婚・妊娠・出産という問題にぶつかって職を離れる人が非常に多くなっています。30代後半に入ってから、子どもの手が離れてくると、必ずしも正規雇用ではありませんが、再就職をして働く人が増えてきます。その後、年をとって仕事を辞めていくことから、『M字型曲線』と言われています。(図3)

♪ コーヒーブレイク

性的役割分業の歴史

性的役割分業とは、男女の責務や役割について明確に区分すること
で、「男は仕事、女は家庭」という言葉に表されています。

明治時代以降の近代資本主義社会の到来とともに、いわゆるサラリーマン家庭が出現し始めます。「主婦」という言葉が婦人雑誌などに登場するようになるのもちょうどこの頃です。

現在でも、農家や個人商店などはそうであるように、かつては「主婦」は生産労働者としての役割と家政の実権を握っている人という意味がありました。

しかし、工業化が進み、父親は家族のために生活費を外へ稼ぎに行くようになります。その一方、母親はもっぱら家事・育児を担うとともに「内助の功」として家庭に関する事柄を一手に引き受ける「家事請負人」としての役割が究極の幸せであるという考え方が一般的になります。

そして、社会も性的役割分業に基づいた家庭のあり方を、近代社会において望ましい家庭像として、明治・大正・昭和初期を通して社会システムの中に組み込んでいったのではないかと考えられています。

参考図書 『女性学キーワード』

著者 岩男 寿美子
加藤 千恵



自分らしく生きる社会

残念ながら「M字型」になるのは、日本と韓国の女性だけで、他の国の女性は、男性と同じように若いときに働き始めて、年をとって辞めていくという大きな「台形型」になっています。

日本では、家事・育児の責任が女性の肩に大きいのしかかっているのが原因ではないでしょうか。夫婦の生活時間についての調査によると、妻が働いている、働いていないにかかわらず、日本の男性が家事・育児・介護にかかわる時間は、1日に30分弱と短い時間になっています。(表1)

表1 男女別の『家事に費やす生活時間』の推移

調査年度	性別	男性	女性
平成8年度		27分	3時間46分
平成13年度		31分	3時間34分
平成18年度		38分	3時間35分

※総務省「社会生活基本調査」より作成

男女共同参画社会をわかりやすく言うと「一人ひとりの人権が大切にされる社会」「男性も女性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会」のことなのです。一人ひとりが誇りを持って生きる。自分らしく生きる社会を築きあげていきたいと思うのです。

『男女共同参画社会基本法 第2条』

男女共同参画社会の形成
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを行う。

(抜粋)



BOOK

女性悩みごと相談

家族関係やからだ、心の悩みなどはありませんか？ 専門のカウンセラーによる相談です。お気軽にご利用ください。 **《無料》**

相談日 毎週水曜日 午後1時～4時
(祝日・年末年始は除く)
相談時間 一人50分まで
場所 市役所3階 応接室
相談方法 電話または面接
利用方法 予約制 TEL 544-5130

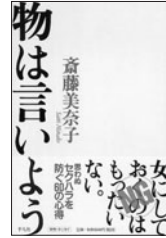
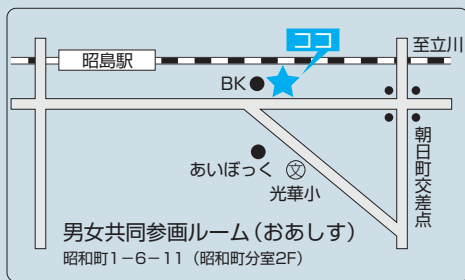
男女共同参画ルーム おあしすへようこそ

誰でもふらっと遊びに来てください。友だちとのちょっとした集まりやくつろぎのひとつに、「おあしす」を提供します！ 団体登録すると、開室日以外も利用できます。また、「言いつばなしの会」も開いています。ぜひご利用ください。詳しくは市役所企画政策室へ

●開室日：水・土・日曜日（祝日・年末年始は除く）午前10時～午後4時

言いつばなしの会 ★毎月第3水曜日
午前10時～

日頃思っていることをお茶など飲みながらお話ししませんか？
誰でも自由に参加できます。

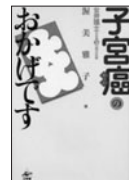


『物は言いよう』

齋藤 美奈子 著
平凡社

繰り返される閣僚の性差別失言をはじめ、文壇など各界で社会的に知られている人たちの「男女平等感」を取り上げ、発言のどこが問題であるかを指摘しています。そして、その根底にあるものを分析しています。

細かいことに“目くじら”を立てるのではなく、社会的な場では社会的なルールがあることを説いています。せめて公（おおやけ）の場ではそれに相応しいマナーを身につけよう、との趣旨で考案されたFC（フェミコード）を使って評価しています。難易度に★マークを使い、関西弁も上手に使うなど読みやすいように工夫されています。評論でもなくエッセイでもなく実用書としてまとめてあります。



『子宮癌のおかげです』

渥美 雅子 著
工作舎

ガンは日本人の死因の第一位となっています。「人は『ガンです』と言われると、お先真っ暗になったような気分になる。その誤解を解きたい。なんとか日常的な病気として受け容れ、日常的な治療を施し、日常的な生活に戻る習慣をつけていきたい」という著者の願いが込められた一冊です。広汎子宮全摘手術にいたるプロセスとその後をユーモアをこめて赤裸々に綴っています。



『定年漂流』

西田 小夜子 著
西多摩新聞社

著者自身の経験をきっかけに、定年退職した夫と妻の軋轢を小説仕立てのノンフィクションで紹介しています。新しい二人の関係を築く参考にいかがでしょうか。